

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

法人名及び 事業所名	社会福祉法人 みどり福祉会 横浜市恩田地域ケアプラザ (介護予防支援事業所)
所在地	横浜市青葉区あかね台2-8-4
事業者指定番号	第 1403700113号
管理者・連絡先	小野澤 美和 045-988-2010
サービス提供地域	あかね台1～2丁目、恩田町、桂台1～2丁目 田奈町、松風台

2 事業所の職員体制等

職 種	従事する業務	人 員
管理者及び 主任ケアマネジャー 保健師または看護師 社会福祉士 ケアマネジャー等	管理者は業務の管理を一元的に行います。保健師等は介護予防ケアプランの作成を行い、サービス提供状況を把握し、モニタリングを行います。	5名

3 サービス提供時間

業務日年中無休（但し12月30日から1月3日までを除く）

区 分	平 日・土曜日	休日等
提供時間	9:00～18:00	9:00～17:00

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

5 当事業所における運営方針等

- (1) 予防ケアプラン作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として相談を受け付けてから可及的速やかに利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 適正な医療系サービス及び福祉系サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないように、公平中立に予防ケアプランを作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要支援状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう十分配慮いたします。
- (4) 利用者やその家族に対して、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに位置付けられる介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる旨を説明します。

6 虐待の防止

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

7 身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、身体的拘束等の適正化の推進のために次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8 サービス利用にあたっての禁止事項

事業者は、職場においてもハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。ハラスメント行為などにより、信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合には、サービス中止や契約を解除することもあります。

つきましては、サービス利用にあたって次のことを禁止事項といたします。

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) 職員の写真や動画撮影、録画等を無断で SNS 等に掲載すること

9 感染症対策

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

- (1) 感染症対策委員会を、概ね半年に1回以上定期的に開催すると共に感染症が流行する時期を勘案して必要に応じ開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の作成、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。

- (3) 感染症の予防、まん延防止のための研修を実施し、迅速に行動が出来るように事業所内での役割分担の確認、感染対策をした上での演習などを定期的の実施します。

1 0 業務継続計画の策定等

災害発生等で事業が継続できる場合においては、利用者の早期の状況把握を通じて必要な支援、サービスが提供されるように、地域の関係機関、居宅サービス事業所との連絡調整を行います。

業務(サービス支援)が中断しない、中断した場合においても優先業務が実施できるように業務継続計画(BCP)の取り組みを行います。

1 1 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名	連絡先
緊急連絡先	氏名	連絡先

1 2 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

電話：０４５－９８８－２０１０ FAX：０４５－９８８－０９０１ 責任者(施設管理者) 稲田 和男

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

青葉区役所 介護保険課	所在地 青葉区市ケ尾町３１－４ 電話番号 ０４５－９７８－２４７９ FAX 番号 ０４５－９７８－２４２７ 対応時間 平日 ８：４５～１７：１５
神奈川県 国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠木町２７－１ 電話番号 ０４５－３２９－３４４７ 利用時間 平日 ８：４５～１７：００
横浜市 はまふくコール (横浜市苦情相談コール センター)	所在地 横浜市中区本町６－５０－１０ 電話番号 ０４５－２６３－８０８４ FAX 番号 ０４５－５５０－３６１５ 利用時間 平日 ９：００～１７：００

1 3 当運営法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 みどり福祉会
代表者名	理事長 戸田 堯子
所在地・電話	青葉区さつきが丘 8-4 電話 0 4 5 - 9 7 1 - 4 6 0 2
業務の概要	横浜市恩田地域ケアプラザ * 地域包括支援センター * 介護予防支援事業 * 居宅介護支援事業 * 地域活動・交流事業
	横浜市さつきが丘地域ケアプラザ * 地域包括支援センター * 介護予防支援事業 * 居宅介護支援事業 * 地域活動・交流事業 * 通所介護事業 * 介護予防通所介護事業
	特別養護老人ホーム ひかり苑 * 介護老人福祉施設事業 * 短期入所生活介護事業 * 介護予防短期入所生活介護事業 * ひかり苑居宅支援センター * 訪問介護事業 * 介護予防訪問介護事業
	特別養護老人ホーム 高ヶ坂ひかり苑 * 介護老人福祉施設事業 * 短期入所生活介護事業 * 介護予防短期入所生活介護事業 * 通所介護事業 * 介護予防通所介護事業 * 高ヶ坂ひかり苑 居宅介護支援

1 4 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所	
所在地	
電話	
事業所指定番号	
管理者・連絡先	電話:
サービス提供地域	

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者

事業者名（指定登録番号）

横浜市恩田地域ケアプラザ 介護予防支援事業所
（ 1 4 0 3 7 0 0 1 1 3 ）

説明者

（業務委託先居宅介護支援事業者）

所在地

事業者名

担当ケアマネジャー

※ 居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者

氏 名

代理人又は立会人

氏 名